

# 第4次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画【概要版】

## 第1章

### 実施計画の概要

#### 策定の経緯

平成22年3月に策定した人権教育・啓発基本指針を推進していくための具体的施策を示すために、平成23年5月に第1次実施計画(計画期間:平成23年度～平成27年度)を策定し、5年ごとに改定を行ってきたもの。令和7年度をもって、第3次実施計画の計画期間が満了となることから、令和8年度以降の人権教育・啓発に関する新たな実施計画の策定を行うもの。

#### 目的

第4次基本指針に基づき、市民一人一人が人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現をめざし、より総合的かつ効果的な人権教育・啓発を推進していくための施策を、計画的かつ実効性のあるものとするために策定するもの。

#### 計画期間

令和8年度から令和12年度(5年間)

## 第2章

### 計画事業(総計62事業)

#### I 市民意識調査から見てきた課題に対する取組

課題	取組
①人権問題への関心の低さへの対応	若い世代が関心を持てるようショート動画配信を活用
②研修等への参加率の低さへの対応	幅広い年代がアクセスしやすい講座・研修会の動画配信を実施
③働く人の人権問題への対応	ワーク・ライフ・バランスやハラスメント対策の出前講座メニューを開発し、広報誌やSNSで啓発記事を掲載
④啓発冊子の認知不足への対応	啓発冊子を全戸配布して継続的な意識付けを図る
⑤同和問題(部落差別)の理解不足への対応	正しい理解を広めるため、啓発活動を引き続き実施
⑥男女格差や固定的役割分担意識、DV問題の顕在化への対応	男女格差や固定的役割分担解消、DV問題改善のため啓発を継続し啓発冊子を全戸配布
⑦子どもへの虐待やいじめ問題への対応	虐待通報ダイヤルやこども相談センターを周知し、学校では教育サポートセンターによる総合的対応を進める
⑧高齢者の特殊詐欺被害への対応	消費生活相談員による高齢者向け出前講座を開催し、防止策事業を実施
⑨障がいのある人への理解不足への対応	障がいのある人の意見や行動を尊重する啓発活動を推進
⑩外国人への職場での不利・不当な扱いへの対応	外国にルーツを持つ人との相互理解を深め、差別やハラスメントを根絶するための啓発事業を実施

#### II 総合的施策(計21事業)

##### あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前施設、学校、家庭、地域、企業(職場)、それぞれの場における事業を推進。⇒(全12事業)

##### 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進

教育・啓発活動の推進、人材の育成と活用の充実、情報提供の充実及び強化、それぞれの施策を推進するための取組を実施。⇒(全9事業)

#### III 分野別施策(計41事業)

##### 各人権課題の解消に向けた教育・啓発の推進のための事業

同和問題(5)、女性に関する問題(4)、子どもに関する問題(7)、高齢者に関する問題(5)、障がいのある人に関する問題(5)、外国人に関する問題(4)、働く人に関する問題(3)、様々な人権問題(3)、課題横断的な人権課題(5)を解消するための取組を実施。 ※( )内の数字は事業の数

## 第3章

### 目標値

#### 設定目的

この実施計画では、各事業の計画期間中における進捗状況の把握や検証、評価等を、より明確かつ効果的に行うため、第2章の「I 総合的施策」及び「II 分野別施策」の各事業について、第4次実施計画の計画期間の最終年度である令和12年度における目標値を定めている。また、令和11年度に実施する市民意識調査により達成状況を確認する計画全体の目標値を定めている。

#### 設定方法

各事業の目標値については、各事業における「主な取組」の中から、当該事業を象徴し、かつ数値目標の設定が可能なものを選定し、計画期間の期末である令和12年度末における目標値を定めている。なお、社会情勢の変化等により、計画期間中に、各事業において主な取り組みの見直しや新規追加、廃止等が必要となることもありうるため、目標値についても必要に応じて見直しを行うものとする。